

「女性センター ブーケ21」の名称変更について

1 変更名称

中央区立男女平等推進センター ブーケ21

- ・ 施設の設置目的である「男女平等社会の実現」を表す。
- ・ 政策的な用語である「男女共同参画」ではなく、普遍的な人権の意味としての「男女平等」の推進を掲げる。
- ・ 「男女平等」は、性差による差別を行わない趣旨から性的少数者など性の多様性についても広く包含する。

2 変更理由・背景

- 女性センターは、女性の地位向上と社会参加の促進により男女平等社会の実現を図ることを目的として、平成5年4月に開設され、今年で30年目を迎える施設である。
- 開設からこれまでの間、女性団体の活動支援や女性相談、女性の就労支援、ワーク・ライフ・バランスに向けた事業者への支援などに加え、男性の家事・育児・介護への参画に向けた普及啓発事業など、女性施策や男女平等に向けた普及啓発はもとより、幅広く男女共同参画社会実現の推進に向けた事業を展開してきた。
- 施設の認知度、利用率といった点においては、長年課題となっている。昨年アンケート調査の結果では、「利用したことはないが、活動内容は知っている」と「利用したことはなく、活動内容も知らないが、施設があることは知っている」を合計した「認知・非利用者層」の割合は45%、「施設があることを知らない」と回答した「非認知層」の割合は45.8%、いずれも50%に近い数値であり、30年目を迎える施設としては大きな課題である。
- 特に男性についてみると、「施設があることを知らない」と回答した「非認知層」の割合は57%（女性39.6%）と非常に高く、これは前々回(平成24年)の58.1%、前回(平成28年)の58.4%とほとんど変わっていない。
- 本年7月から「男性電話相談」を開始。問い合わせ対応などにおいて、「女性センター」という施設名を聞いて、男性に寄り添ってない、女性目線での相談になるのではないかなど、男性相談者が躊躇するようなことがないようにすることも必要。
- 男女共同参画社会の実現を目指していくに当たっては、その意義や取組について男性の立場や視点からも理解を深められるよう広くアピールしていくことが施設の目的であり役割である。セミナーや講演会などに男性の参加を積極的に働きかけ、男女平等に向けた大きな課題であるアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見、思い込み）の改善につなげていく。
- 施設の団体利用についても、女性団体に加えて幅広い利用を促すため、新たな制度の創設に取り組む必要がある。

3 条例上の主な改正内容（別紙新旧対照表 参照）

(1) 条例名 中央区立女性センター条例 ⇒ 中央区立男女平等推進センター条例

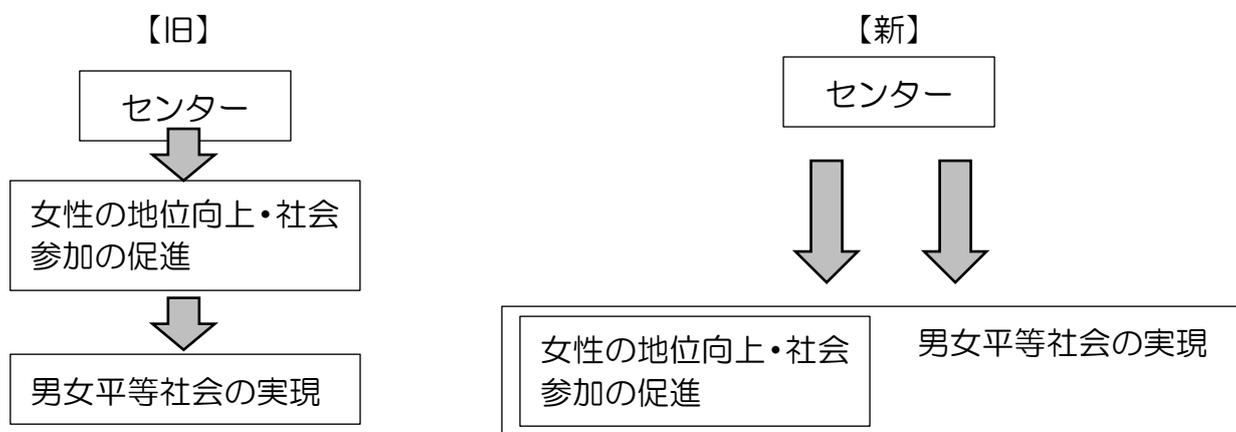
(2) 施設名

中央区立女性センターブーケ21 ⇒ 中央区立男女平等推進センターブーケ21

(3) 設置目的

女性の地位向上と社会参加を促進することにより、男女平等社会の実現を図るため
⇒女性の地位向上と社会参加を促進するとともに、男女平等社会の実現を図るため

男女平等社会の実現を図るための施設であることを明確にするとともに、「女性の地位向上と社会参加の促進」を男女平等社会の実現への手段としていた規定を、引き続き取り組むべき女性施策の目的とすることによって、2つの目的を持つ施設とする。



(4) 事業の追加

施設が単なる貸館ではなく、事業を実施する施設であることを明確化する。

【案】

第〇条 男女平等推進センターは、次に掲げる事業を行う。

- ① 男女平等に係る情報の収集、発信及び提供に関すること。
- ② 男女平等意識の普及及び啓発並びに男女の相互理解の促進に関すること。
- ③ 男女平等に係る相談に関すること。
- ④ 女性の社会参画の支援に関すること。
- ⑤ 多様性を尊重する社会の推進に関すること。
- ⑥ 団体及び個人の交流並びに諸活動の促進及び支援に関すること。
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

4 今後のスケジュール

- ・ ~12月 内部調整
- ・ 1月~3月 議会報告 条例改正
- ・ 令和5年4月1日 名称変更

中央区立女性センター条例（平成五年三月中央区条例第三号）の一部改正（案）

新	旧								
<p>中央区立男女平等推進センター条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、中央区立男女平等推進センター（以下「男女平等推進センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 女性の地位向上と社会参加を促進するとともに、男女平等社会の実現を図るため、中央区（以下「区」という。）に男女平等推進センターを設置する。</p> <p>2 男女平等推進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="212 957 1075 1101"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区立男女平等推進センターブーケ 21</td> <td>東京都中央区湊一丁目一番一号</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第一項に定めるもののほか、男女平等推進センターの施設の一部を集会施設として利用に供することができる。</p> <p>(事業)</p> <p>第〇条 男女平等推進センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 男女平等に係る情報の収集、発信及び提供に関すること。</p>	名 称	位 置	中央区立男女平等推進センターブーケ 21	東京都中央区湊一丁目一番一号	<p>中央区立女性センター条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、中央区立女性センター（以下「女性センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 女性の地位向上と社会参加を促進することにより、男女平等社会の実現を図るため、中央区（以下「区」という。）に女性センターを設置する。</p> <p>2 女性センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="1164 957 2027 1101"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区立女性センターブーケ 21</td> <td>東京都中央区湊一丁目一番一号</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 第一項に定めるもののほか、女性センターの施設の一部を集会施設として利用に供することができる。</p> <p>新設</p>	名 称	位 置	中央区立女性センターブーケ 21	東京都中央区湊一丁目一番一号
名 称	位 置								
中央区立男女平等推進センターブーケ 21	東京都中央区湊一丁目一番一号								
名 称	位 置								
中央区立女性センターブーケ 21	東京都中央区湊一丁目一番一号								

新	旧
<p>二 男女平等意識の普及及び啓発並びに男女の相互理解の促進 に關すること。</p> <p>三 男女平等に係る相談に關すること。</p> <p>四 女性の社会参画の支援に關すること。</p> <p>五 多様性を尊重する社会の推進に關すること。</p> <p>六 団体及び個人の交流並びに諸活動の促進及び支援に關する こと。</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和五年四月一日から施行する。</p>	